

霧島屋久国立公園(霧島地域)の公園区域及び公園計画の変更について

1. 変更の理由

霧島屋久国立公園は、昭和9年3月16日に霧島地域が霧島国立公園として指定され、昭和39年3月16日に屋久島地域及び錦江湾地域が追加指定され、霧島屋久国立公園に改称された。

本地域は、韓国岳、高千穂峰など大小20座を超す火山が連なった日本を代表する複合火山群が骨格となり、火山活動に伴って誕生した火口湖、噴気現象、温泉、高原といった多様で特異な景観に恵まれている。

今回は、社会情勢の変化や利用実態に対応するため、公園区域の変更及び公園計画の一部変更(点検)を行う。

2. 変更案の概要

(1) 公園区域の拡張

公園利用の幹線車道の沿線にあたり、良好な風景を呈しているため、公園区域に編入する。

< 第3種特別地域 >

- ・宮崎県えびの市内国有林宮崎森林管理署都城支署 3059～3061 林班の各一部及びえびの市大字末永の一部 53ha

< 普通地域 >

- ・宮崎県えびの市内国有林宮崎森林管理署都城支署 3059～3061 林班の各一部 82ha

区域線の明確化により、公園区域に編入する。(第3種特別地域同様の公園資質を有する。)

< 第3種特別地域 >

- ・鹿児島県霧島市内国有林鹿児島森林管理署 1070 林班の一部及び霧島市霧島田口の一部 4ha

(2) 保護規制計画の変更

風景の変化により、周辺の普通地域と同様の風景となったため地種区分を変更する。

< 第2種特別地域から普通地域に >

- ・鹿児島県始良郡湧水町木場の一部 44ha

公園利用の幹線車道の沿線にあたり、良好な風景を呈しているため、地種区分を変更する。

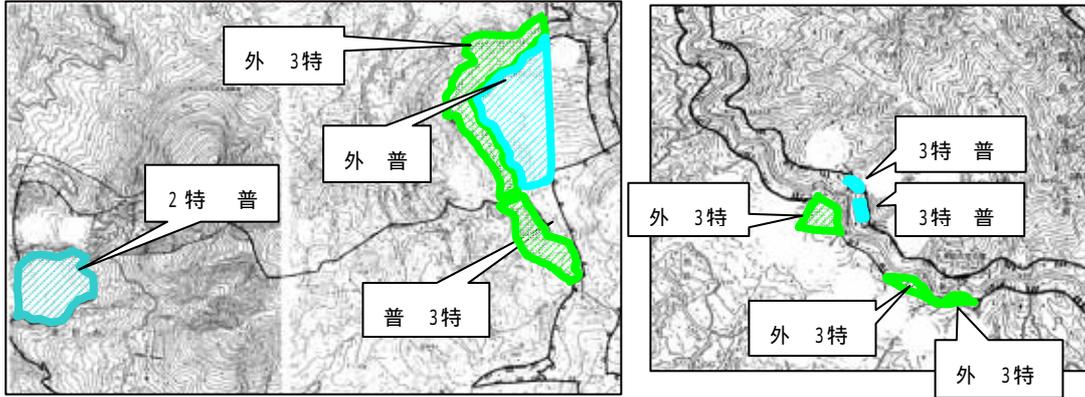
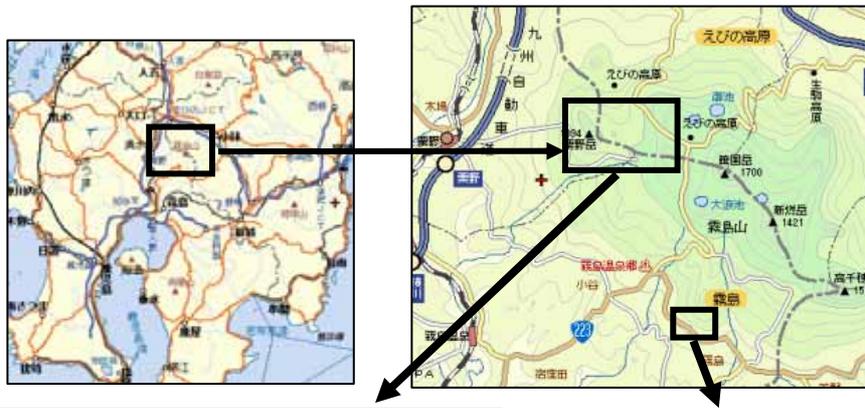
< 普通地域から第3種特別地域に >

- ・宮崎県えびの市内国有林宮崎森林管理署都城支署 3062 林班の一部 22ha

区域線の明確化により、地種区分を変更する。

< 第3種特別地域から普通地域に >

- ・鹿児島県霧島市内国有林鹿児島森林管理署 1070 林班の一部 1ha



(2) 利用施設計画の変更

ア 単独施設の削除

公園利用上の必要性が乏しく、今後整備される見込みがないため以下の単独施設を削除する。

- 園地 宮崎県小林市（大幡池）
- 園地 宮崎県小林市（坊主小屋）
- 園地 宮崎県西諸県郡高原町（御池松の港）
- 園地 鹿児島県霧島市（新湯）

既に施設が撤去され、今後も整備見込みがないため、以下の単独施設を削除する。

- 園地 鹿児島県霧島市（新床）
- 給油施設 鹿児島県霧島市（霧島神宮前）



イ 道路(車道)

- <新規> 永池湯之野線 既存の市道を公園利用のための車道として位置づける。
- <変更> 白鳥えびの高原線 公園区域の拡張に伴い、路線の延長を行う。